

特別定額給付金のお知らせ

【問合わせ】半田市特別定額給付金実施本部 ☎84-0600

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環として、感染症拡大に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計へ支援することを目的に、特別定額給付金を給付しています。

給付金額

世帯構成員1人につき10万円



支給対象者

基準日(令和2年4月27日)に、半田市の住民基本台帳に登録されている方

※基準日以前に、住民票を消除されていた方で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも登録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に登録されることとなった方を含みます。

※外国籍市民のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に登録されていないため対象外です。

お手続きと給付までの流れ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送 又は オンライン での申請を基本とし、給付は申請者の本人名義の金融機関口座への振り込みにより行います。

一 申請者

その方の属する世帯の世帯主 ※ご家族が別々に申請することはできません。

一 オンラインでの申請

マイナポータルへ
アクセス



特別定額給付金の申請画面
から振込先口座を入力



口座の確認書類を
アップロードし電子申請完了



※マイナンバーカードを所有する世帯主の方で、内閣府が提供する「マイナポータル」を利用できる方が対象となります。なお、通知カードではご利用いただけませんのでご注意ください。

※パソコンから申請される方はICカードリーダーが必要です(マイナンバーカードに対応したスマートフォンから申請される場合はICカードリーダーは不要です)。

※マイナンバーカード受取時に設定した暗証暗号(英数字6～16桁)のご用意とマイナポータルアプリのインストールが必要となります。

一 郵送での申請

5月27日から数日以内に届くよう
市役所から申請書類を郵送



書類に所要の事項を記載のうえ、本人確認および振込先
口座確認書類を貼付し同封の返信用封筒にて返送

特別定額給付金を口実とした詐欺にご注意ください

特別定額給付金に関連して市区町村や総務省などが、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、暗証番号を聞き出そうとしたり、給付のために手数料の振込を求めることはありません。

また、「給付金の案内」や「検査代の支給」等を口実として、不審電話やメールを送付しURLにアクセスさせようとする手口が発生しています。怪しいと思ったらご家族や警察、市役所にご相談ください。